

令和6年度商店街支援人材育成研修事業業務委託 企画提案競技仕様書（公募用）

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託先候補者の企画提案内容に合わせ修正の上契約を締結する。

1 委託業務名

令和6年度商店街支援人材育成研修事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 事業の目的

商店会員及びその他の商業者（以下「商店会員等」という。）並びに支援者である市町村・商工団体職員が、参加者相互の関係構築、商店街活動に対する意識の改革（マインドチェンジ）を経て商店街活性化に向けた企画・実行力を高め、商店街に係る課題の解決及び持続的な活動に取り組む人材の育成を目的とする。

4 事業実施の背景

少子高齢化、後継者不在、消費者ニーズの変化、インターネットの普及による購買機会の多様化など商店街を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

こうした状況の中、埼玉県内の商店街数は平成13年度の1,183商店街をピークに減少を続け、令和5年度には784商店街となっている。

さらに、コロナ禍により商店街の会合等が減少したことで、会員間はもとより市町村・商工団体職員と関わる機会も少なくなり、その結果活動が停滞したままとなっている商店街も多い。

地域商業活性化及び商店街の課題解決のためには、商店会員等及び市町村・商工団体職員間の連携や商店街活動に向けた各者の意識の醸成、それを踏まえた商店街活性化の具体的な取組が極めて重要である。

そこで、本事業では関係構築、マインドチェンジを経て商店街活性化に向けた企画・実行力を高めることを目的とした人材研修事業を実施する。

5 委託事業内容

埼玉県（以下「県」という。）と十分に協議しながら、受託者は次の業務を行う。

(1) 商店街向けセミナー及びワークショップ事前説明会、ワークショップの企画・実施

ア 対象者

- ・埼玉県内の商店会員等及び市町村・商工団体職員

イ 商店街向けセミナー等の参加者数

- ・商店街向けセミナー：50名以上
- ・事前説明会：参加を希望する者
- ・ワークショップ：6グループ程度（1グループにつき5名以上）

ウ 商店街向けセミナー等の開催回数

- ・商店街向けセミナー：1回以上
- ・ワークショップ事前説明会：1回以上
- ・ワークショップ：1グループあたり4回以上

（ワークショップ実施の例）

- ①グループ全員参加の集合研修、②グループごと商店街での実習
- ③グループ全員参加の集合研修、④グループごと商店街での実習

※事業スケジュールは、企画提案書で案を提示の上、事前に県と調整すること。

エ 商店街向けセミナー等の実施方法

- ・商店街向けセミナー：会場での集合研修を基本とする。
- ・ワークショップ事前説明会：オンライン形式での実施を基本とする。
- ・ワークショップ：集合研修及び商店街での実習を組み合わせること。
なお、研修会場及びワークショップ実施場所は県内とする。

(2) 参加者募集用チラシの作成・広報

受託者は、下記のとおり参加者募集用チラシを作成・印刷し、広報を行うこと。

ア 参加者募集用チラシ

A4版サイズとし、作成データを県に納品すること。（pdf ファイルを想定）

イ 参加者募集用チラシの記載事項

チラシには、研修目的、研修内容、受講料（無料）、受講対象、研修日時、会場、講師、問合せ先及びその他受講に必要な事項などの記載を予定しているが、詳細については県と協議の上決定する。

(3) 研修記録の作成

研修記録を作成し提出すること。なお、研修記録は本業務終了後に県ホームページ等で一般公開することを想定していることに留意して作成すること。

(4) 参加者に対するアンケートの実施

受託者は参加者から研修の内容に関する感想や意見等を聴取するため、アンケートの

作成及び調査を実施し、その回答結果を取りまとめて県に報告すること。

6 企画提案にあたって

(1) 本業務のコンセプトについて

- ・本事業の目的や背景などを踏まえ、本業務を受託・実施するに当たってのコンセプトを企画提案書に記載すること。

(2) 商店街向けセミナーの実施について

- ・参加想定人数、開催回数を記載すること。
- ・セミナー実施会場は研修を効果的に実施できる場所を候補とすること。
- ・商店会員等と市町村、商工団体が連携し商店街の活性化につながった事例などを題材としたセミナーを県内で1回以上開催すること。
- ・企画提案書には取り扱う事例の候補を複数記載するとともに、その事例の候補が本業務に効果的であると考え理由を併せて記載すること。

(3) ワークショップの実施について

- ・参加想定人数、開催回数を記載すること。
- ・ワークショップの実習先（商店街）については県内商店街の状況を踏まえ、考えられる候補を複数提案すること。
- ・ワークショップの実施前に参加希望者に対し事前説明会を1回以上実施し、内容について記載すること。
- ・商店会員等及び市町村・商工団体職員が「相互の関係構築」「商店街活動に対する意識の改革（マインドチェンジ）」「商店街活性化に向けた企画・実行力の向上」の各フェーズを段階的に習得するために効果的なプログラムを企画提案書で提案するとともに、提案したプログラムが本業務に効果的であると考え理由を併せて記載すること。
- ・県内商店街の状況を把握し、集合研修及び商店街での実践を組み合わせた内容とすること。

(4) 募集チラシの作成・広報について

- ・参加者への周知を効果的に行うためのチラシについて、提案者側で作成可能な案を提出すること。（過去実施した類似案件のセミナー等のチラシを添付することも可とする。）
- ・本業務の周知のための広報手段を記載すること。

(5) 研修記録の作成について

- ・研修の内容及び効果をまとめた記録について、提案者側で作成可能な案を提出すること。(過去実施した類似案件のセミナー等の記録を添付することも可とする。)

(6) コーディネーター（管理責任者）の選定について

- ・本業務を適切に実施できるよう、事業の運営管理、県との連絡調整、配置する業務従事者の指導及び支援、研修の企画・運営、業務全体の進捗管理・報告、その他運営上必要と認められる事項について調整するコーディネーターを選定すること。
- ・コーディネーターは本業務を適切に実施するために、経歴、資格、実務経験、研修分野について十分な専門知識を有している等適切な者を選定すること。
- ・企画提案書にはコーディネーターの候補者を記載するとともに、その候補者が本業務に効果的であると考えられる理由を併せて記載すること。

(7) 講師の選定について

- ・商店街向けセミナーの進行及び事例紹介等を行う講師を選定すること。
- ・商店街向けセミナーを適切に実施するために、経歴、資格、実務経験、研修分野について十分な専門知識を有している等適切な者を選定すること。なお、(6)との兼任も可とするが適切に業務を進行できるように調整すること。
- ・企画提案書には講師の候補者を記載するとともに、その候補者が本業務に効果的であると考えられる理由を併せて記載すること。

(8) ワークショップのファシリテーターの選定について

- ・ワークショップの進行及び参加者へのアドバイスを行うファシリテーターを選定すること。
- ・ワークショップを適切に実施するために、経歴、資格、実務経験、研修分野について十分な専門知識を有している等適切な者を選定すること。なお、(6)及び(7)との兼任も可とするが適切に業務を進行できるように調整すること。
- ・企画提案書にはファシリテーターの候補者を記載するとともに、その候補者が本業務に効果的であると考えられる理由を併せて記載すること。

7 留意事項

本業務を行うにあたって次の各項に留意すること。

- (1) 業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定すること。なお、実施する業務内容については、事業者から提案された内容をもとに県と協議の上決定する。
- (2) 受講料については原則無料とすること。教材費等参加者から徴収する場合は、事前

に県と協議すること。

- (3) 業務実施に当たり必要となる一切の経費は受託者の負担とする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め県が書面により承認した場合はこの限りではない。
- (5) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。
- (6) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について、一切の責任を負う。
- (7) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びそのほか業務上必要な事項についての指導・教育を徹底すること。
- (8) 業務の遂行にあたっては、県と十分協議・連絡をとること。
- (9) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく県と受託者双方が協議して決定する。

8 成果物の帰属・個人情報の取り扱い等

- (1) 委託業務における著作権及び肖像権等の取扱いには十分注意すること。なお、著作料が発生する場合は受託者が支払うこととする。
- (2) 委託業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は原則として全て県に帰属する。ただし、受託者が所有する写真等を使用した場合、当該写真等についてはこの限りではない。
- (3) 受託者が所有する写真・イラスト等を、県が成果物以外に使用する場合には、県と受託者で協議・許諾等を要するものとする。
- (4) 受託者は、県が成果物を使用するにあたり著作者人格権を行使してはならない。
- (5) 本件に使用する写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (6) 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後に肖像権や個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。
- (7) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (8) 委託業務により得られた個人情報や調査データ等の使用、保存、処分には、機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- (9) 受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）の適用を受けるものとする。